

次世代自動車・スマートエネルギー特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年7月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(2.7+3.5) \div 2=3.1$

3.1

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	ハイパーエネルギーステーションの整備箇所数	50%	3
2	運輸部門の二酸化炭素の削減量	84%	4
3	スマートコミュニティにおけるスマートホームの戸数	0%	1
4	低炭素型パーソナルモビリティの普及台数<定性的評価>	—	—

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 0 + 4 \times 1 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 1) \div 3=2.7$

2.7

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7=3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標1は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.5

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(3.8+3.8+3.5) \div 3=3.7$

3.7

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置(事項)

・市街地における水素保有量の規制緩和(概要)

・国との協議の結果、市街地における水素保有量の規制緩和については、現行法の枠組みで取組むことが可能であると確認されたが、国から示された手法では、特定行政庁である本市で許可することが出来ないとされていた。

そのため、平成25年度に市の権限で用途地域の変更を行い課題の解決を図った。

(規制所管府省(国土交通省)の評価(参考意見))

・建築基準法施行令の改正(平成26年7月1日政令第232号)及び国土交通省告示(平成26年12月26日付告示第1203号)の制定により、高圧ガス保安法に基づき安全性が確保されている圧縮水素スタンド等については、建築基準法に基づく圧縮水素等に係る貯蔵量規制を撤廃したため、規制緩和は措置済みである。

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

(事項)

・特定圧縮水素充填施設における輸送用容器や移動式の水素充填施設に対する水素充填規制の緩和

(概要)

・特定圧縮水素充填施設における輸送用容器や移動式の水素充填施設に対する水素充填規制の緩和については、現行法の枠組みで取り組むことが可能であるとの回答を得たが、計画していた水素ステーションの整備は困難であることが分かった。

そのため、平成25年度に市の権限で用途地域の変更を行い課題の解決を図った。

(規制所管府省(経済産業省)の評価(参考意見))

・特になし

専門家による評価の平均値

3.8

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.8

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.5

Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

3.3

- ・ハイパーエネルギーステーション(水素ステーション、充電ステーション)の整備と水素自動車、電気自動車の普及は両輪の関係にあり、両者のバランスを見ながら着実な進展が必要である。
- ・水素ステーション、HES住宅団地開発、パーソナルモビリティ相互が連関するとグリーンイノベーションの先導的な事業となることが期待されるが、事業間相互の連携についての検討、推進の方向性について判断できる情報がないことは、評価指標の再検討等の改善が必要と思われる。
- ・次世代エネルギーのインフラ整備について、民間活用による事業化が進んでおらず、活路が見出しにくい状況。
- ・評価指標(4)(低炭素型パーソナルモビリティの普及台数)は、目標年度までに目標の達成が困難なのであれば、見直しも検討するべきではないか。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.3

評価結果

I、II及びIIIを平均して算出 $(3.1+3.7+3.3)/3=3.4$

3.4

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。